○経済産業省令第四十三号

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十五日　　経済産業大臣　海江田万里

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「に申込金を添えて、これ」を削り、「差し出して」を「提出して」に改める。

第二条第三号中「、一時貸付金」の下に「、早期償還手当金（法第二条第四項に規定する早期償還手当金をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「及び共済手帳」を削り、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

（契約締結の拒絶）

第四条　機構は、共済契約の締結を拒絶したときは、申込者に対し、拒絶の理由を付してその旨を通知しなければならない。

第九条第三号中「三千二百万円」を「法第九条第二項ただし書の政令で定める額」に改める。

第十一条第一項中「（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第九条第一項の規定による請求以外の請求にあつては、第四号、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号を第四号とし、同項第八号を第五号とし、同条第二項中「から第六号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項中「共済契約者」を「共済金の貸付けを受けた者」に改め、同条第二項中「共済契約者」を「当該共済金の償還期日の繰下げを申請した者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（早期償還手当金の支給）

第二十二条の二　法第十条第六項の早期償還手当金の支給を受けようとする共済契約者は、共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限（法第十条第四項の規定により償還期日が繰り下げられたことにより当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限）（以下「償還完了予定期限」という。）前にこれを完了するためにする共済金の償還（以下「早期償還」という。）に関し、その償還しようとする額及び年月日を記載した早期償還申込書を機構に提出しなければならない。

2　機構は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を記載した早期償還承諾書を共済契約者に送付しなければならない。

3　機構は、前項の規定により承諾した早期償還が完了したと認めるときは、次条第一項に定める額の早期償還手当金を当該共済契約者の預金口座へ振り込むことにより支給しなければならない。

（早期償還手当金の額等）

第二十二条の三　法第十条第六項の経済産業省令で定める額は、共済契約者が貸付けを受けた共済金の額に、別表の上欄に掲げる共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限の区分に応じ、同表の中欄に掲げる償還完了予定期限の末日から償還を完了した日までの期間の月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。）（以下「早期償還月数」という。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

2　機構は、早期償還手当金を支給しようとするときは、早期償還手当金の額及び法第十条第七項の規定により当該早期償還手当金の額から控除した額を明らかにした早期償還手当金支払通知書を早期償還手当金の支給を受ける権利を有する者に送付しなければならない。

第二十五条中「三百二十万円」を「掛金納付制限額（法第四条第二項に規定する掛金納付制限額をいう。以下同じ。）」に改め、「共済金、一時貸付金」の下に「、早期償還手当金」を加える。

第二十九条中「権利を有する者」の下に「（以下「解約手当金受給権者」という。）」を加え、同条第一号中「解約手当金の支給を受ける権利を有する者」を「解約手当金受給権者」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　解約手当金の振込みをすべき解約手当金受給権者の預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号（受託者から現金により解約手当金を受領することを希望する解約手当金受給権者にあつては、解約手当金送金通知書の送付先）

第三十条を次のように改める。

（解約手当金の支給）

第三十条　機構は、解約手当金を支給しようとするときは、解約手当金を解約手当金受給権者の預金口座へ振り込むことにより行わなければならない。ただし、解約手当金受給権者が受託者から現金により解約手当金を受領することを希望する場合には、現金により支払うことができるものとする。

2　機構は、前項の規定により解約手当金を支給しようとするときは、解約手当金の額及び法第十一条第五項の規定により当該解約手当金の額から控除した額（現金により解約手当金を受領することを希望する場合にあつては、これらの額及び当該解約手当金の支払を行う受託者）を明らかにした解約手当金送金通知書を解約手当金受給権者に送付しなければならない。

第三十一条の見出しを「（現金による解約手当金の受領）」に改め、同条中「解約手当金を受領しようとする者は、前条」を「受託者から現金により解約手当金を受領しようとする解約手当金受給権者は、前条第二項」に改める。

第三十二条第一号中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金、」を加える。

第三十三条第二項第三号中「、一時貸付金、」の下に「早期償還手当金、」を加える。

第三十六条を次のように改める。

（掛金の納付）

第三十六条　掛金の納付は、共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法による納付により行わなければならない。ただし、口座振替の方法により掛金を納付することができないやむを得ない事情があるときは、機構の承認を受けて、機構の預金口座への振込みにより行うことができる。

2　機構は、掛金を収納したときは、共済契約者に対し、掛金の収納状況を明らかにする書類を送付しなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

2　機構が共済契約者の掛金の額を減額すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、法第十条第三項若しくは法第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は法第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該減額する掛金の額からこれらの額を控除することができる。

第四十条第一項中「三百二十万円」を「掛金納付制限額」に改める。